



～環境ラベル「エコマーク」の有効活用のすすめ～

2017年4月より、エコマークの表示規定が改正されました

●エコマークについて

身近な商品でよく見かける「エコマーク」。この「エコマーク」は、(公財)日本環境協会が運営し、環境保全に役立つ商品を認定する ISO14024 が定める国内唯一のタイプ I 環境ラベル(第三者認証)であり、公平性・透明性が確保されたマークです。

■エコマークの認知度

「エコマーク」は非常に認知度が高く、(公財)日本環境協会のWeb調査(男女5,274人対象)では全体の約9割が「見たことがある」、「内容を知っている」は約半数に及びます。様々な環境ラベルのうち、最も「信頼できる」との評価で、「エコマーク」の有無も商品購入時の判断材料のひとつになっています。

また、製品パッケージへの表示が最も効果的であり、「エコマーク」に取り組む企業を「応援したい」など企業イメージ向上も期待できる結果です。つまり、「エコマーク」の活用は企業や商品とお客様の絆を深める有効な手段といえます。

〈エコマーク認知度調査の報告について〉

URL: <https://www.ecomark.jp/info/new/20150612.html>

■ロゴマーク表示方法の変更

2017年4月、ロゴマーク表示方法が改正され、表示運用ルールが緩和されました。

主な変更点は下記の通りです。

I. 従来、具体的な「環境情報表示」が必要でしたが、スマホなどの普及で情報入手が容易な環境が整ったため、**シンプルなお知らせも可能**となりました。

(右図は、当社「超軽量一般びんシリーズ」の表示例)

II. 従来、「エコマーク」認定された汎用容器(*) (一般びん)を使用し、中味メーカーが商品化する場合、「エコマーク」のラベル表示は基本的に中味メーカーが申請・認定を受け、商品の年間販売額に応じたマーク使用料が必要でした。改正後の新ルールでは、エコマーク使用契約者である容器メーカーの同意が前提ですが、**上記のケースであれば中味メーカーの申請・認定は不要となり、表示ルールに沿った「エコマーク」を“無料”で表示可能**になりました。

*「汎用容器」対象:

エコマーク認定基準No.124「ガラス製品」、No.114「紙製の包装用材」ほか

〈エコマーク使用の手引〉 URL: <https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>

■東洋ガラス「超軽量一般びんシリーズ」の使用商品は“無料”で「エコマーク」が表示可能に!!



東洋ガラスの「超軽量一般びんシリーズ」をご使用の場合、〈エコマーク使用の手引〉をご参照の上、エコマークをご活用ください。

ご活用にあたっては、「会社名」「商品名」「表示予定の一般びん」を弊社営業担当もしくは下記アドレスまでご連絡ください。

〈東洋ガラス企画開発部〉 E-mail: kikaku@toyo-glass.co.jp



このガラスびんは東洋ガラスのエコマーク認定商品です。

エコマーク表示に関する一般的なご相談窓口は下記になります。

●(公財)日本環境協会エコマーク事務局 基準・認証課
TEL: 03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp



従来の
ロゴマーク
表示方法



第07124002号

新しい
ロゴマーク
表示方法



エコマーク 07124002

*従来ロゴと新しいロゴの中間的なロゴ表示も可能です



エコマーク認定容器
07124002

↑「超軽量一般びんシリーズ」の「ジャム300UL-ST」使用商品への「エコマーク」表示イメージ